

会員様の機密情報、非公開情報のお取り扱いについて

一般社団法人関西イノベーションセンター（以下「本団体」という）は、会員様が安心して本団体の会員事業に参加をし、MUIC Kansai をご利用いただけるよう、会員様の機密情報、非公開情報のお取り扱いについて善良なる管理者の注意義務をもって管理致します。

「機密情報」とは、書面、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法および媒体を問わず、会員等から機密である旨の明示とともに開示を受けた一切の情報をいうものとする。なお、次の各号に該当する情報は、機密情報に該当しないものとする。

(a) 相手方から開示を受けた時点において、既に自ら保有していた、または公知となっていた情報

(b) 相手方から開示を受けた後に自己の故意または過失によらず公知となった情報

(c) 相手方から開示を受けた後に、正当な権利を有する第三者より機密保持義務を負うことなく、正当な手段により入手した情報

「公開情報」とは、会員等が公表を行い広告、インターネットや新聞、雑誌、書籍などで広く一般公衆が知りえる状態になった情報をいう。

「非公開情報」とは、公開情報、機密情報に当たらないものをいう。

「本団体の事業」とは、定款第3条に規定する以下の内容をいう。

- (a) インバウンド・観光産業のイノベーションを促進するための会員事業
- (b) 研修会、セミナー、相談会および啓蒙活動等の開催のための事業
- (c) 関連団体・企業等との情報交換、提携事業
- (e) 会員に対するコンサルティング事業
- (f) 会員と行う公益に資する新サービスの実証実験
- (g) その他本法人の目的を達成するために必要と認められる事業
- (h) その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

本団体は、会員様の機密情報、非公開情報を本団体の事業遂行に必要な範囲でのみ使用するものとし、会員様の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩致しません。但し、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- ① 本団体の事業に従事する本団体の役員、従業員に開示する場合
- ② 本団体の事業を遂行する上で、自らと委任関係にある弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家等に、法律に基づく守秘義務を負う公的資格を有する者に開示する場合
- ③ 法令等に基づき乙が開示義務を負っている場合、又は官公庁・裁判所等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合

本社は、機密情報、秘密情報を漏洩した場合又はその虞が生じた場合、直ちに当該会員様にその旨を報告するとともに、漏洩の拡大防止及び予防のための措置を講じます。

本社は、法令の改正、社会情勢の変化など必要に応じて、その効力発生日を定め、効力発生日までに、本規則を変更する旨、変更後の本規則の内容および効力発生日を協賛会員に通知することによって、本取り扱いの改正を行うことができるものとします。